

米軍人による女性暴行事件に関する意見書

去る3月13日、那覇市内のホテルで、観光に訪れていた女性宿泊客に暴行したとして、キャンプシュワブ所属の米海軍1等水兵が準強姦罪の容疑で逮捕される事件が発生した。

今回の米軍人による事件は、女性の尊厳と人権を蹂躪する重大な犯罪であり、戦後繰り返されてきた筆舌に尽くしがたい凶悪な事件を想起させ、地域住民の平穏な生活を脅かすとともに、市民や県民、観光客に大きな衝撃と不安を与えている。

沖縄県民は、戦後70年を経た今もなお、基地あるがゆえに多くの犠牲と過重な負担を強いられている状況下であり、本市議会は度重なる米軍人・軍属等による事件・事故等が発生する度に、日米両政府に対して再発防止策と綱紀粛正を訴えてきたにもかかわらず、またしても蛮行な事件が発生したことは、極めて遺憾であり、激しい憤りを覚える。

在日米軍が事件・事故の再発防止策として、軍人・軍属の外出・基地外飲酒を制限する米軍の勤務時間外行動指針(リバティー制度)の強化などを講じてきたにもかかわらず、こうした凶悪な犯罪が戦後70年余も繰り返されている事態を重く受け止め、これ以上の国民の犠牲を断ち切るべく、日米両政府の責任において、実効性ある抜本的な再発防止策を講じるべきである。

よって、うるま市議会は、市民と県民、さらに観光客等の人権、生命、財産を守る立場から、今回の米軍人による女性暴行事件に関し、渾身の怒りを込めて厳重に抗議するとともに、下記の事項を早急に実現されるよう強く要請する。

記

1. 被害者への謝罪並びに心のケアと完全な補償を行うこと。
2. 日米両政府は、米軍人・軍属等の綱紀粛正と人権教育を徹底的に図るとともに、実効性のある抜本的な再発防止策を講じ公表すること。
3. 被疑者の所属する組織の管理体制と責任の所在を明らかにすること。
4. 日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月30日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長